次の表により、

第六条

(掲示すべき事項等)

第

(自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正)

自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令

条 自動車登録番号標交付代行者規則(昭和二十六年運輸省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○経済産業省令第二号 農林水産省

独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。 令和六年四月三十日 農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣臨時代理

国土交通大臣臨時代理 国務大臣 高市 早苗

国務大臣 坂本 哲志

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省会

国土交通省、 令第三号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

				第	
(略)	群馬用水施設改築事業	成田用水施設改築事業	(略)	表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、八条 機構法施行令第五十五条第二項(主務大臣)	
(略)	対象である施設群馬用水施設改築事業の	(略)	(略)	で一表定	改正
(略)	農林水産大臣及び国土交通大臣	(略)	(略)	の下欄に掲げるものとする。める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同	後
				第 表 八 (
(略)	(新設)	成田用水施設改築事業	(略)	の中欄に掲げる施設の 条 機構法施行令第五 主務大臣)	
(略)	(新設)	(略)	(略)	区分に応じ、同表の下欄に掲げるも一十五条第二項で定める主務大臣は、	改正
略	(新 設	(略)	(略)	行るものである。	

Œ.

前

(新設) 略 略 略

同表の下欄に掲げるものとする。

次の表の上欄に掲げる業務及び同

附 則

官

この省令は、 公布の日から施行する

〇国土交通省令第五十八号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)及び関係法律の規定に基づき、 令和六年四月三十日 並びに関係法律を実施するため、 自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令を次のように定める。 国土交通大臣臨時代理

国務大臣 坂本 哲志

改 正 前

公衆の見やすいように掲示するとともに、 交付代行者は、事業場ごとに、自動車登録番号標を交付する業務を行う日時について、 改 当該交付代行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲 正 後 第六条 交付代行者は、事業場ごとに、自動車登録番号標を交付する業務を行なう日時を公衆の 見やすいように掲示しなければならない。 (掲示すべき事項

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

覧に供しなければならない。

条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第

35 正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改 これを加える。

令和 6 年 4 月 30 日	火曜日	官 報	(号外第 106 号)	36
(運賃及び料金等の実施等) 第四条 (略) 2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲 7 一般乗合旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。 一一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 二 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法 イ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載 7 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 の 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合	改正後で、「旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)	(船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示) 第三条の十 法第三十七条の十一第二項(法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による区域若しくは物件の指定又はその廃止の公示は、公報又は新聞紙に掲載するむか、当該指定又はその廃止に係る区域又はその廃止の公示は、公報又は新聞紙に掲載するへの掲載により行うものとする。 3	*を 第	(自助宜寺定後謂革養者の遵子事項) 改正後
(運賃及び料金等の実施等) 第四条 (略) (新設) (新設)	改 正 前	2 (略) ② (略) ② (略)	(略) (略) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	(自助車等官逐備事業者)鹽子事頁) 改 正 前

官

自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載 一般乗用旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗用旅客 般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

 $\begin{matrix} 3 \\ \cdot \\ 4 \end{matrix}$ (公示事項等) (略)

第五条 (略)

号のいずれかに該当する場合を除き、 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次の各 一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

3 次に掲げる事項を公示しなければならない。 法第十二条第二項に掲げる事項のほ

その他の適切な方法により行うものとする。

般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

理由がある場合又は公衆の利便を阻害しない場合を除くほか、当該変更に係る事項を実施しよ うとする日の少なくとも七日前にこれをしなければならない。 した事項の変更について、法第十二条第三項の規定により公示するときは、緊急やむを得ない

ものとする。 前項の規定による公示は、営業所又は停留所において公衆に見やすいように掲示するととも 次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行う

自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法 一般乗合旅客自動車運送事業者(次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客

自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載 一般貸切旅客自動車運送事業者

一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

(事業の休止及び廃止等の公示)

その他の適切な方法により行うものとする。

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、

号のいずれかに該当する場合を除き、一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載 前項の規定による公示は、停留所において公衆に見やすいように掲示するとともに、 次の各

(公示事項の変更の予告) 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第六条 同じ。)は、法第十二条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第三項の規定により公示 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。第十六条において

一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客

一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

2

(新設)

3 4

略)

第五条 (公示事項) (略)

2

前項の規定による公示は、 営業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

(新設)

(新設)

3 らない。 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、 次に掲げる事項を公示しなければ

二 5 五

4

前項の規定による公示は、停留所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

(新設)

(公示事項の変更の予告)

第六条 一般旅客自動車運送事業者は、法第十二条第一項又は前条第一項及び第三項の規定によ 得ない理由がある場合又は公衆の利便を阻害しない場合を除くほか、当該変更に係る事項を実 り公示した事項の変更について、法第十二条第三項の規定により公示するときは、緊急やむを 施しようとする日の少なくとも七日前にこれをしなければならない。

のとする。 前項の規定による公示は、 営業所又は停留所において公衆に見やすいように掲示して行うも

2

(新設)

(新設)

(事業の休止及び廃止等の公示)

第七条

2

略

二 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。 合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。 合には、当該公示をウェブサイトへの掲載その他の適切な方法 一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法 前項の規定による公示は、関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲 1 前項の規定による公示は、関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲	一す定	三画又は運行計画-である場合	への掲載その他の適切な方法 、次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合への掲載その他の適切な方法	一 一般乗合旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客法により行うものとする。 示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方2 前項の規定による公示は、関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲2 前項の規定による公示は、関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲	第十六条 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、速やか(遅延に関する公示) (遅延に関する公示) (遅延に関する公示) (遅延に関する公示)	自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載三 一般乗用旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗用旅客画 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載	ず管用それ理すの	一 一般乗合旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客り行うものとする。とともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法による 前二項の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示する
(新設)	一~五 (略)一~五 (本)一~五 (本)一 (本)<l< td=""><td>第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により事業計画又は運行計画に(事故に関する掲示)</td><td></td><td>(新設)</td><td>関係のある営業所に掲示しなければならない。</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</td></l<>	第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により事業計画又は運行計画に(事故に関する掲示)		(新設)	関係のある営業所に掲示しなければならない。	(新設)	(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

澎

 \mathbb{H}

4

 \hat{x}

돒

漤

2

略

(号外第

§ 10	06	号)			
一 小型船造船業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。	すい場所に掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該小型船造船業	第二十一条 小型船造船業者は、小型船造船業登録済証について、当該登録に係る事業場の見や	(小型船造船業登録済証の掲示等)	改正後	正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 工前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 文の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改	第五条 小型船造船業法施行規則(昭和四十一年運輸省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
(新設)	掲示しておくものとする。	第二十一条 小型船造船業者は、小型船造船業登録済証を当該登録に係る事業場の見易い場所に	(小型船造船業登録済証の掲示等)	改正前		

(小型船造船業法施行規則の一部改正)

(新設) (新設)

2

略

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

小型船造船業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第六条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号) 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、 当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。 の一部を次のように改正する。

別記様式第二十六号 卓 麋 Ŋ 表 # 9 凝 名 籡 쬰 偛 * 严 M (第八十一条関係) 9 效 緗 严 \mathbb{H} 1 1 进 円 在 4 去 鱼 ₩ 理盟 山 4 国土交通大臣 Ш 蘇 件 改 7 正 П 卿 後 曲 癜 Ш 辮 ななな 徭 莱 脈 併 声 Ш Ш 911 25cm以上 別記様式第二十六号 この事務所に置かれている専任 の管理業務主任者の氏名 À 掘 莈 澄 45 声 槳 N 表 ## 9 麋 殆 篜 幹 쬰 作 严 \bowtie (第八十一条関係) 9 效 ㈱ ¥ 氏 1 严 进 H 在 6 払 ₩ 4 4 国土交通大臣 35cm以上 Ш 蘇 併 改 正 Ш 啷 前 纒 電話番号 型 Ш 翭 から 舥 華 脈 併 中 П Ш 941 d 30cm以上

この省令は、 (施行期日) 令和六年六月三十日から施行する。

附

則

39 2 算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後のマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識とみなす。 この省令の施行の際現にマンション管理業者が掲げているこの省令による改正前のマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識は、この省令の施行の日から起